

■ 廃業等届出書について

下表の「廃業の理由」に該当することとなった場合、「届出人」は届出事由の生じた日から30日以内に、届け出なければなりません。

◆ 必要書類等

1. 廃業等届出書
2. 宅地建物取引業免許証（原本）
3. その他確認用の書類（下表「添付書類」欄参照）

区分	廃業の理由	届出人		届出事由の生じた日	添付書類
				【免許の失効日】	
個人業者	廃止	本人		自主廃業した日	・ 廃業等届出書に押印（宅建業免許申請時に使用した印鑑）をしない場合は、届出人が本人であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真があるもの）
				【届出日】	
	死亡	相続人		死亡の事実を知った日	・ 戸籍謄本 （死亡・相続の確認ができるもの）
				【死亡した日】	
	破産	破産管財人		破産決定の日	・ 破産決定書の写し
				【届出日】	
法人業者	廃止	代表者		自主廃業した日	・ 廃業等届出書に押印（宅建業免許申請時に使用した印鑑）をしない場合は、届出人が本人であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真があるもの）
				【届出日】	
	合併による消滅	代表者であった者		合併消滅した日	・ 履歴事項全部証明書〔注1〕 （法人登記簿謄本）
				【合併消滅した日】	
	破産	破産管財人		破産決定の日	・ 破産決定書の写し
				【届出日】	
	解散	清算人	手続中	解散した日	・ 履歴事項全部証明書 （法人登記簿謄本）
				【届出日】	
終了後			解散した日	・ 履歴事項全部証明書〔注2〕 （法人登記簿謄本）	
			【届出日】		

〔注1〕 合併された旨の記載があるもの。

〔注2〕 精算終了された旨の記載があるもの。

◆ 提出部数

正本1部、副本（コピー可）1部

◆ 提出先

本店を管轄する土木事務所総務係